

# 第7期長野市障害福祉計画・ 第3期長野市障害児福祉計画の策定について

保健福祉部 障害福祉課

## 1 計画の目的と計画策定の根拠

サービス等の目標値や  
見込み量を設定

### ○第7期長野市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画

### ○第3期長野市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づく、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画  
(現行計画期間:令和3年度～令和5年度の3年間)

参考

### ○長野市障害者基本計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画(現行計画期間:令和3年度～令和8年度の6年間)

↓

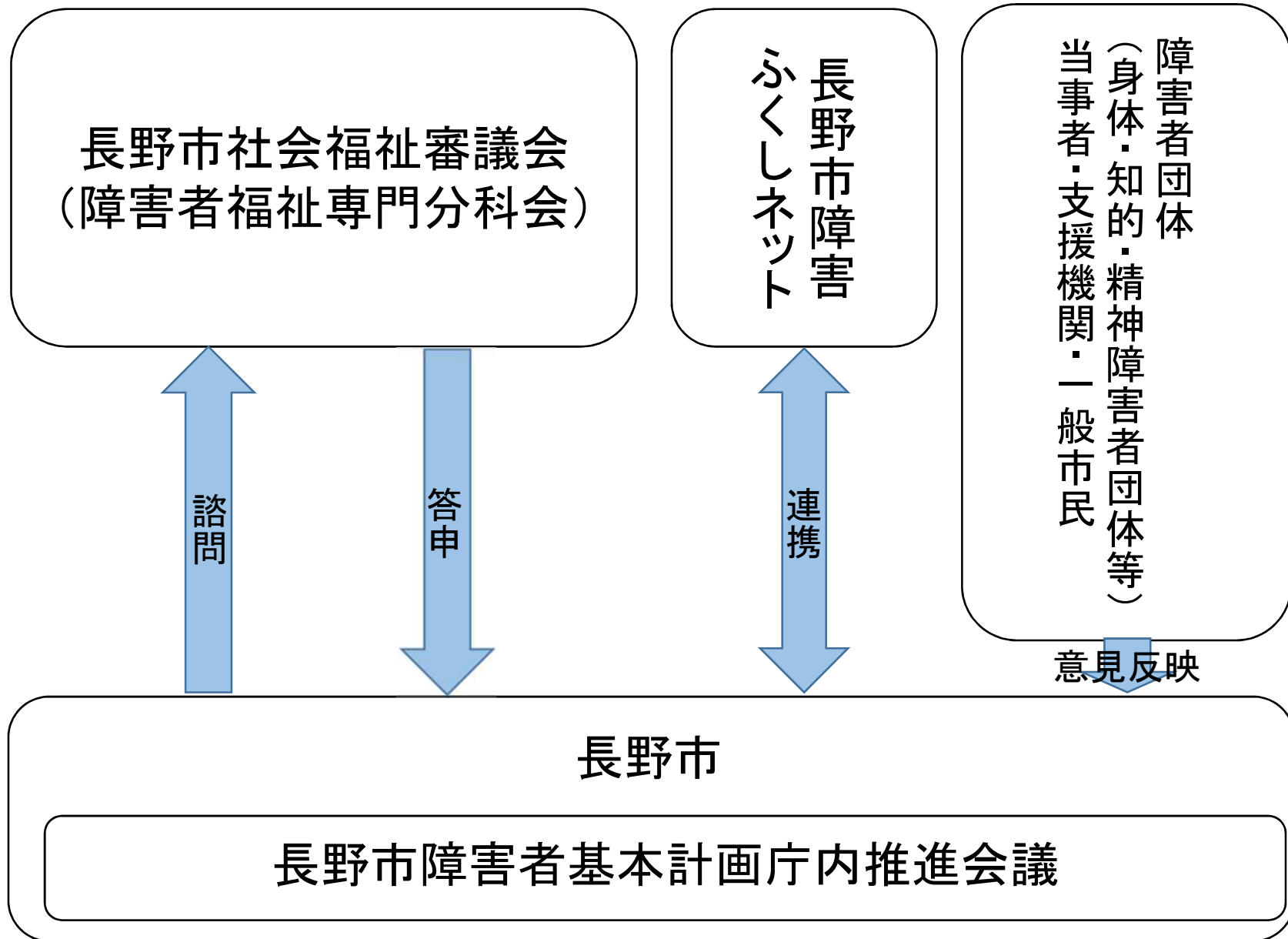
現行の障害福祉計画・障害児福祉計画期間満了により策定

## 2 計画期間について

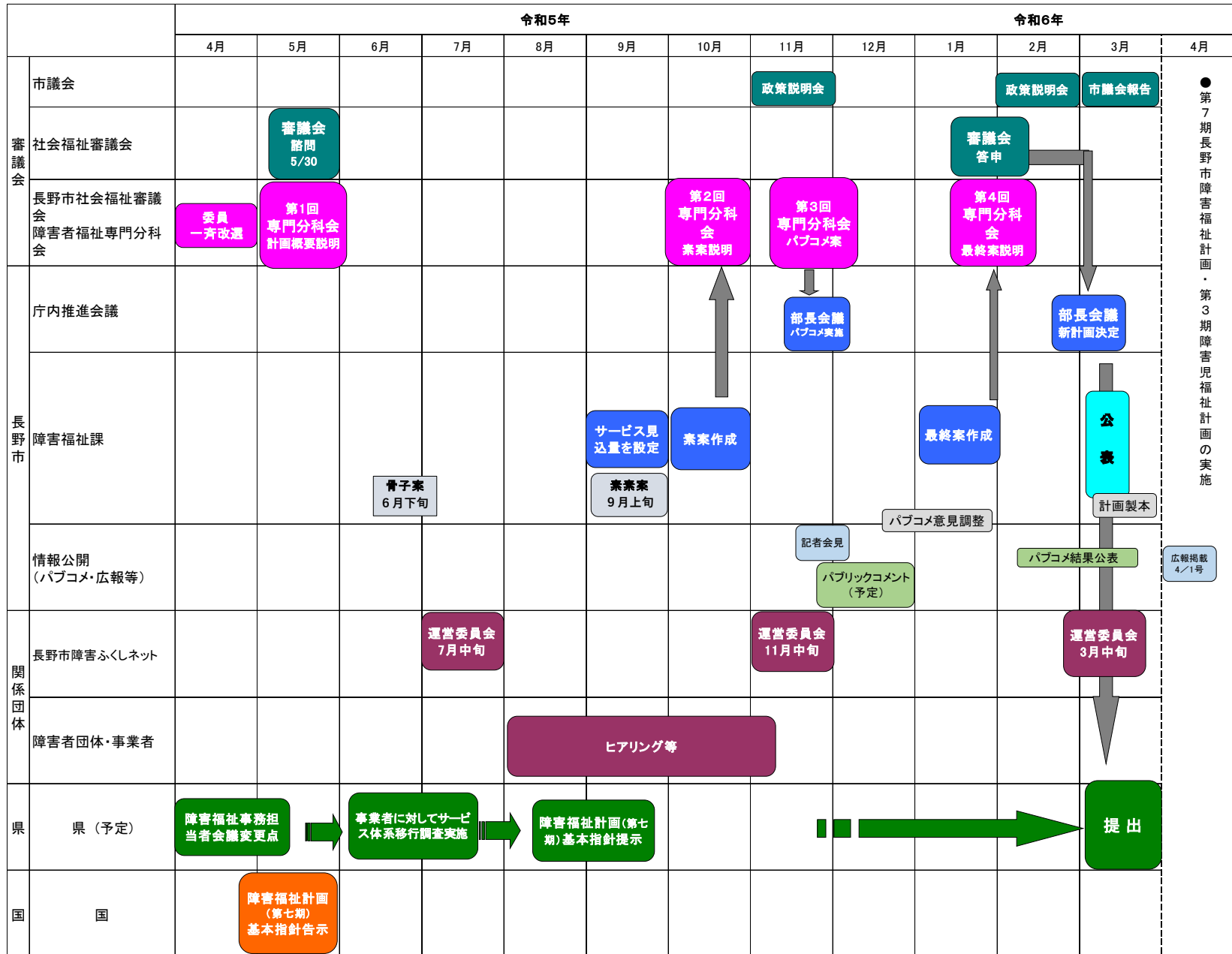
第7期長野市障害福祉計画、第3期長野市障害児福祉計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
市障害者基本計画	第1次										第2次					
市障害福祉計画		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期						
市障害児福祉計画								第1期		第2期		第3期				
県障害者計画		長野県障がい者プラン2012						長野県障がい者プラン2018						策定予定		
国・県障害福祉計画		第3期			第4期			第5期			第6期		第7期 策定予定			
国・県障害児福祉計画								第1期			第2期		第3期 策定予定			
国障害者基本計画		第3次障害者基本計画						第4次障害者基本計画				第5次 障害者基本計画				

### 3 計画の策定体制



# 4 計画策定のスケジュール



● 第7期長野市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実施

広報掲載  
4/1号